

共同募金配分金を活用した福祉事業等補助金

「一般補助」補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、久留米市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）がボランティアグループや福祉団体等（以下、「団体等」という。）が自らの活動を継続するための運営経費等の補助を行うことにより団体の活性化を促すと共に、地域福祉増進を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第2条 市社協は、団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の交付対象団体）

第3条 補助金の交付対象団体は次の条件を満たす団体とする。

- (1) 久留米市内に拠点を置き、地域福祉活動を行っている団体
- (2) 主たる活動範囲が久留米市内であると共に、複数の小学校区以上の範囲で活動を展開している団体
- (3) 定款または規約、会則等を有する団体
- (4) 構成員が5人以上である団体
- (5) 暴力団でないこと。または暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下でない団体

（補助金の交付対象）

第4条 補助金の交付対象は、申請を受け付けた翌年度の団体等の運営全般に係る経費とする。

（補助金の交付額）

第5条 この補助金は、団体等の運営に係る経費の範囲内で5万円を上限とする。運営に係る経費の総額が5万円未満の場合は、その額から千円未満の端数を四捨五入した額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする団体等は、別記様式1に次の各号の書類を添付し、市社協へ提出するものとする。

- (1) 団体調書（別記様式2）
- (2) 当年度予算書・事業計画書
- (3) 前年度決算書・事業報告書
- (4) 会員名簿
- (5) 会則等

(補助金の交付決定)

第7条 前条の規定により申請を受けた市社協は、申請内容について共同募金配分審査委員会に諮り、共同募金会評議員会の決定に基づき補助金額を決定し、別記様式4により、団体等に通知する。

(補助金の交付請求)

第8条 この補助金の交付決定通知を受けた団体等は、別記様式5により、市社協に請求するものとする。

2 請求に併せて別記様式6による誓約書を提出する。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により請求を受けた市社協は、すみやかに補助金を交付する。

(事業の実施報告)

第10条 この補助金の交付決定を受けた団体等は、補助金を交付決定した翌年度の4月末日までに、別記様式7による完了報告及び、別記様式8による“ありがとう”メッセージを提出するものとする。

(活動の評価)

第11条 団体等が補助を申請する際に市社協は、その申請内容について十分に団体等から聞き取りを行い、補助金が有効に活用されるよう努めなければならない。また、団体等が補助を受けて通算5か年の経過を目途に市社協は、団体等に対して運営の評価を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。